

# 「各種事務事業の取扱い」

## 24 学校教育分科会（学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備）

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
244	070167	教育補助員配置事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
245	080176	基礎学力定着推進事業		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
246	080278	適応指導教室（訪問相談）運営		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
247	080284	教育相談		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
248	0803164	セーフティーパトロール員配置事業		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
249	080283	心ふれあい相談員配置事業		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
251	1001107	高等学校等入学準備金貸付金	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
253	1001108	私立高等学校学費助成金	経過	合併後に統一	長岡市、三島町の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
255	1101116	学校施設整備	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
256	1103123	校具等整備	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
257	1103124	教材整備	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
258	1103125	指導用消耗品	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
259	1103126	特殊学級教材整備	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
260	1103127	図書購入	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
261	1103128	学習情報化推進（ネットワーク関係）	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
262	1103129	教育用コンピュータの整備	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
263	1103130	学校配置備品の管理	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
264	1103131	理科教育等設備整備事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
265	1103132	教科書改訂等に伴う教材充実事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
266	010101	ごみ処理対策		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
267	1101119	教員住宅整備事業		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
268	1102120	学校管理員の配置基準及び学校管理員業務		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

244

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	07 学校運営支援	01 学校運営支援	67 教育補助員配置事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1)目的 県の教員配置を補完する形で、チームティーチングや少人数指導、体験的な活動の指導など、きめ細かな指導を充実させるため教育補助員を配置する。</p> <p>(2)配置人員 30名</p>	なし	<p>(1)目的 指導補助員の配置により円滑な学校・学級運営を補助する。</p> <p>(2)配置人員 4名</p>	<p>(1)目的 指導補助員の配置により円滑な学校・学級運営を補助する。</p> <p>(2)配置人員 6名</p>	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<p>(1)目的 補助教員1名を学力・生活指導等の充実を図るため派遣する。</p> <p>(2)配置人員 1名</p>	なし	<p>(1)目的 補助教員の配置により円滑な学校、学級運営を図る。</p> <p>(2)配置人員 2名</p>	<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来すので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

245

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
24   学校教育	8   生徒指導の充実	01   学習指導支援	76   基礎学力定着推進事業(学力向上事業と一本化)
長岡市	中之島町	越路町	与板町
(1)発展的学習指導資料作成(国語、英語) (2)学力向上推進校の支援 (3)教員サポート練成塾(教育センター事業) 学習指導の相談業務 教員サポート練成塾 ・指導力不足教員の解消とやる気を引き出す教員の養成	・小中学校の児童・生徒の学力テストを実施する。(町教育研究協議会へ補助)	・小中学校の児童・生徒の学力テストを実施する。(教育研究会へ補助)	・小中学校の児童・生徒の学力テスト及び知能テストを実施する。
三島町	山古志村	小国町	課題
・小中学校の児童・生徒の学力テスト及び知能テストを実施する。	・小学校：学力・知能検査を実施する。 ・中学校：学力・知能検査、学習適応検査、進路適性検査を実施する。	なし	調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

246

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		08 生徒指導の充実		02 生徒等相談事業		78 適応指導教室(訪問相談)運営	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	課題			
<p>1 訪問相談 (1)目的 不登校で家に引きこもり気味な児童生徒や保護者に対して支援をし、フレンドリールームや学校への復帰を目指す。 (2)内容 訪問相談員2名で、週2回家庭に訪問し相談活動を実施する。</p> <p>2 適応指導教室(フレンドリールーム) (1)目的 不登校児童生徒の学校復帰をめざし、集団生活への適応を図る。 (2)内容 指導員3名、指導補助員1名、学習指導補助員1名を配置し指導している。</p>	なし	<p>1 訪問相談・適応指導教室 (1)目的 不登校児童生徒が学校に登校(適応)できるようサポートする。 (2)内容 訪問相談員1名、適応相談員1名を配置し、指導している。</p>	なし				
三島町	山古志村	小国町	課題		調整方針案		
なし	なし	なし			長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

247

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24   学校教育	08   生徒指導の充実	02   生徒等相談事業	84   教育相談	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)開設時間 月～金(9～17時)、土(9～12時)  (2)職員 指導主事等6名  (3)対象者 5歳～中学生と保護者、教職員、保育士等  (4)相談方法 電話相談・面接相談  (5)相談内容 いじめ・不登校・学業・対人関係等  (6)その他 秘密厳守・相談無料	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

248

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24   学校教育	08   生徒指導の充実	03   生徒指導	164	セーフティーパトロール員配置事業
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)対象 市内交通上危険な箇所15箇所  (2)目的 登下校時の安全確保を図るため、セーフティーパトロール員を配置する。  (3)実施方法 1日2時間程度202日、交通上危険な箇所等において、児童生徒の登下校時の交通安全指導や、校区の巡視を行う。	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

249

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24   学校教育	08   生徒指導の充実	02   生徒等相談事業	83	心ふれあい相談員配置事業(旧:心の教室相談員配置県委託事業)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心ふれあい相談員を中学校10校に5名配置し、1日3時間週2回程度勤務している。</li> <li>・賃金 1時間900円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教室相談員を中学校に1名配置し、1日4時間週3日程度勤務している。</li> <li>・賃金 1時間900円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教室相談員を越路中学校に1名配置し、1日4時間週3日程度勤務している。</li> <li>・賃金 1時間900円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教室相談員を中学校に1名配置し、1日4時間週に中学校2日、小学校2日程度勤務している。</li> <li>・賃金 1時間900円</li> </ul>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教室相談員を中学校に1名配置し、1日4時間週3日程度勤務している。</li> <li>・謝礼 1日4,000円</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教室相談員を中学校に1名配置し、1日4時間週3日程度勤務している。</li> <li>・謝礼 1時間1,000円</li> </ul>		新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

251

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	10 高校・高等教育の充実	01 保護者支援	107	高等学校等入学準備金貸付金
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
・高等学校入学準備金貸付金 (1) 対象 高等学校入学を希望する要保護・準用保護の世帯に属する生徒の保護者 (2) 目的 上記の対象者に入学準備金の貸付けを行い、市民の教育を受ける機会を助長する。 (3) 現状(貸付限度額) ・公立入学予定者 75,000円 ・私立入学予定者 150,000円	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。 )



# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

253

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	10 高校・高等教育の充実	01 保護者支援	108	私立高等学校学費助成金
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)対象 県内の私立高等学校に在籍している生徒の保護者 (2)目的 学費を助成することにより、修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 (3)基準 ・生活保護世帯等 30,000円 ・市民税非課税世帯等 23,000円 ・市民税所得割額 42,000円以下の世帯 17,000円	なし	(1)対象 私立高等学校在学者の保護者 (2)目的 私立高等学校に在学する生徒の保護者に対し、学費の助成を行い、就学上の経済的負担の軽減を図る。 (3)基準 1人12,000円	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1)対象 県内の私立高等学校に在学している生徒の保護者 (2)目的 学費を助成することにより修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 (3)基準 ・生活保護世帯等 30,000円 ・町民税非課税世帯等 23,000円 ・市民税所得割額 42,000円以下の世帯 17,000円	なし	なし	年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市、三島町の制度に統一することは困難である。	長岡市、三島町の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市、三島町の制度に統一する。 )

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案

(長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

255

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
24 学校教育		11 教育環境の整備		01 学校施設の営繕、建設		116 学校施設整備		
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)対象 市立小学校(37校)、中学校(16校)及び養護学校</p> <p>(2)目的 快適な教育環境を提供する。</p> <p>(3)事業の内容 一定期間を経過した施設・設備の改修、改善や施設環境改善のための整備を行う。</p> <p>(4)事業概要 公共下水道整備、プール老朽化対策 砂塵対策、冷房設備整備老朽配管改修職員駐車場舗装整備グラウンド整備等</p>		<p>(1)対象 小学校3校・中学校1校</p> <p>(2)目的 快適な教育環境を提供する。</p> <p>(3)事業内容 学校の経年数を考慮した施設・設備等の改修・改善を計画的に行う。</p>		<p>(1)対象 小学校2校・中学校2校</p> <p>(2)目的 学校施設の改善・整備により教育環境の充実を図る。</p> <p>(3)事業内容 学校施設の建築経年数や教育環境の整備計画により学校施設の整備改修を行う。</p>		<p>(1)対象 小学校1校、中学校1校</p> <p>(2)目的 快適な教育環境を提供する。</p> <p>(3)事業の内容 一定期間を経過した施設・設備の改修、改善や施設環境改善のための整備を行う。</p> <p>(4)事業概要 校舎等の老朽化対策、障害児対策施設整備、屋外教育環境整備(グラウンド)</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)対象 小学校2校、中学校1校</p> <p>(2)目的 学校施設の改善、整備により教育環境を整える。</p> <p>(3)事業内容 学校施設の経過年数等を考慮し、施設の改修、改善を行う。</p>		なし		<p>(1)対象 小学校3校、中学校1校</p> <p>(2)目的 学校施設の改善整備</p> <p>(3)現状 老朽施設である下小国小学校は、防水工事等が必要となってきた。他の学校は今のところ改善計画はない。</p> <p>(4)実施方法 状況を把握しながら予算化により対応する。</p>		<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>		
						調整方針案		
						<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

256

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
2 4 学校教育		1 1 教育環境の整備		0 3 教材備品等の整備		1 2 3 校具等整備	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)内容 学習机等校具の整備及び修繕 一体型印刷機の整備各校1台 (小学校550人、中学校400人以上の学校は2台整備) 特殊学級新設に伴う校具整備		(1)内容 小・中学校からの予算要望を基に予算化し、整備する。		(1)内容 小・中学校より要望のある校具備品の必要性を査定して、予算化し導入整備する。		(1)内容 小・中学校より要望のある校具備品の必要性を査定して、予算化し導入整備する。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)内容 各学校から必要な校具備品の要望を提出してもらい、精査し、計画的に整備する。		(1)内容 小・中学校からの予算要望を基に精査し、適正な整備をする。		(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、必要な備品を整備する。		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	
						調整方針案  長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。 )	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

257

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
2 4   学校教育		1 1   教育環境の整備		0 3   教材備品等の整備		1 2 4   教材整備	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)内容 教材用の消耗品費と備品購入費を学級割と学校要望(高額な備品)により配当し、学校が執行後、市が支払う。 整備計画による備品購入は教育委員会で行う。		(1)内容 小・中学校からの予算要望を基に予算化し整備する。		(1)内容 小・中学校より、指導用教材の購入要望を受け審査のうえ購入整備を行う。		(1)内容 小・中学校より、指導用教材の購入要望を受け審査のうえ購入整備を行う。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)内容 各学校から必要な教材備品の要望を提出してもらい、購入・整備を行う。		(1)内容 小・中学校から必要な教材備品の要望を提出してもらい、精査し適正な整備を行う。		(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、必要な教材備品を整備する。		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	
						長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。 )	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

258

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	11 教育環境の整備	03 教材備品等の整備	125	指導用消耗品
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1)内容 実験実習や教材製作など指導に必要な消耗品費、印刷製本費、飼料費を学校割・均等割・学級割・児童・生徒割等により配当し、学校が執行後、市が支払う。</p>	<p>(1)内容 小・中学校からの予算要望を基に予算化し、整備する。</p>	<p>(1)内容 実習や学習消耗品・印刷製本費等を各学校へ配当し執行する。</p>	<p>(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により予算化し、必要な用品について各学校で配当予算より購入する。</p>	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<p>(1)内容 各学校から要望を提出してもらい、それを予算化して計画的購入と適正な活用を図る。</p>	<p>(1)内容 小・中学校からの要望及び状況把握により予算化し、必要な用品について各学校で配当予算より購入する。</p>	<p>(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により予算化し、必要な用品について各学校で配当予算より購入する。</p>	<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

259

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
2 4   学校教育		1 1   教育環境の整備		0 3   教材備品等の整備		1 2 6   特殊学級教材整備	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)内容 特殊学級用の備品購入費と消耗品購入費を学級数に応じて配当し、学校が執行後、市が支払う。 国庫補助、「学校教育設備整備費等補助金(特殊学級)」により、新設特殊学級用教材備品を整備する。		(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、特殊学級に必要な教材等を整備する。		(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、特殊学級に必要な教材等を整備する。		(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、特殊学級に必要な教材等を整備する。(H17より中学校に特殊学級を新設予定)	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、特殊学級に必要な教材等を整備する。		なし		(1)内容 各学校からの要望及び状況把握により、特殊学級に必要な教材等を整備する。		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来すので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	
						調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

260

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		11 教育環境の整備		03 教材備品等の整備		127 図書購入	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1)内容 平成12年度に調査した老朽図書の保有冊数に応じた入替経費、学級割により予算配当をしている。また、国の「図書標準」と比較し整備率が低い学校に加配している。</p>		<p>(1)内容 各学校からの要望により予算化し、配当予算で図書を購入する。</p>		<p>(1)内容 学校図書館の図書整備を目的とし、学校へ図書購入費を配当して学校で図書を購入する。</p>		<p>(1)内容 各学校からの要望により予算化し、配当予算で図書を購入する。</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
<p>(1)内容 各学校からの要望により予算化し、配当予算で図書を購入する。</p>		<p>(1)内容 小・中学校からの要望により予算化し、配当予算で図書を購入する。</p>		<p>(1)内容 各学校からの要望により予算化し、必要な図書について各学校で配当予算より購入する。</p>		<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p> <p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

261

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
24 学校教育		11 教育環境の整備		03 教材備品等の整備		128 学習情報化推進(ネットワーク関係)		
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)校内LANの状況 小学校 パソコン教室、教務室、図書室、理科室、音楽室、普通教室に整備済み 中学校 パソコン教室、教務室、普通教室 養護学校：PC教室、教務室、普通教室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中・養護学校とも接続済み。</p> <p>(3)整備計画 インターネット接続 平成16年度に特別教室への接続を予定 小学校7校、中学校4校、養護学校は、市の情報水道構想「e-ネットつながり」に接続予定</p>		<p>(1)校内LANの状況 中学校 全教室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中学校とも接続済み</p> <p>(3)整備計画 校内LANの整備 小学校1校 平成16年度に整備予定</p>		<p>(1)校内LANの状況 小・中学校とも、コンピュータ教室及び教務室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中学校とも接続済み</p> <p>(3)整備計画 校内LANの整備 小・中学校とも、普通教室(2台)及び特別教室(1台)を平成16年度に整備予定</p>		<p>(1)校内LANの状況 小・中学校とも、全教室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中学校とも接続済み</p> <p>(3)整備計画 なし</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)校内LANの状況 小・中学校とも、特別教室及びパソコン教室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中学校とも接続済み</p> <p>(3)整備計画 なし</p>		<p>(1)校内LANの状況 小学校 パソコン教室及び教務室、事務室に整備済み 中学校 パソコン教室及び教務室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中学校とも接続済み</p> <p>(3)整備計画 なし</p>		<p>(1)校内LANの状況 小学校 すべての教室に整備済み 中学校 コンピュータ教室及び教務室に整備済み</p> <p>(2)インターネットへの接続 小・中学校とも接続済み</p> <p>(3)整備計画 なし</p>		<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来すので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>		<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>
						調整方針案		



# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

262

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		11 教育環境の整備		03 教材備品等の整備		129 教育用コンピュータの整備	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2人に1台、中学校1人1台、養護学校1人1台(太田小は太田中と共用)整備</li> <li>・小学校6年生、中学校、養護学校高等部(中学部、小学部4～6年生)の各普通教室に1台整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1校、中学校1校に1人1台整備</li> <li>・小学校2校は2人に1台整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2校、中学校2校に1人1台整備</li> <li>・普通教室2台、特別教室1台を平成16年度整備完了予定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2人に1台・中学校1人に1台整備</li> </ul>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2人に1台、中学校1人に1台を整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校15台、中学校20台をコンピュータ教室に整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2人に1台、中学校1人に1台整備</li> </ul>		<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	
						<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

263

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		11 教育環境の整備		03 教材備品等の整備		130 学校配置備品の管理	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 備品の定義 1件1万円以上で比較的長期の使用(1年以上)に耐えられるものを備品とする。</p> <p>(2) 備品の管理 旧「標準教材品目」を基に作成した物品分類基準表により備品を校具と教材備品に分けて分類し、市の「物品管理システム」によりデータ管理する。</p>		<p>(1) 備品の定義 1件2万円以上で比較的長期の使用に耐えられる物を備品とする。</p> <p>(2) 備品の管理 ・教材備品、校用備品に分類し、学校で管理する。 ・備品台帳は学校で管理する。</p>		<p>(1) 備品の定義 1件1万円以上で比較的長期の使用に耐えられる物を備品とする。</p> <p>(2) 備品管理 教材備品と校具備品に分類し、越路町財務規則により管理する。</p>		<p>(1) 備品の定義 1件1万円以上で比較的長期の使用に耐えられる物を備品とする。</p> <p>(2) 備品管理 教材備品と校具備品に分類し、学校で管理する。</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 備品の定義 1件1万円以上で比較的長期の使用に耐えるものを備品とする。</p> <p>(2) 備品の管理 学校配置備品の管理は各学校で実施する。</p>		<p>(1) 備品の定義 1件1万円以上で比較的長期の使用に耐えられるものを備品とする。</p> <p>(2) 備品管理 学校配置備品の管理は各学校で実施する。</p>		<p>(1) 備品の定義 1件1万円以上で比較的長期の使用に耐えられるものを備品とする。</p> <p>(2) 備品管理 学校配置備品の管理は各学校で実施する。</p>		<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	
						調整方針案	
						<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

264

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		11 教育環境の整備		03 教材備品等の整備		131 理科教育等設備整備事業	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)対象 理科教育振興法に基づき、理科、算数・数学設備の整備率が低い学校  (2)内容 補助対象校に対し理科、算数・数学の教材備品を整備する。		なし		(1)対象 理科教育振興法に基づき、理科、算数・数学設備の整備率が低い学校  (2)内容 補助対象校に対し理科、算数・数学の教材備品を整備する。		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。	
						長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。 )	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

265

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		11 教育環境の整備		03 教材備品等の整備		132 教科書改訂等に伴う教材充実事業	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)と概ね10年に1回実施される学習指導要領の改訂時に、教科書及び指導書以外の教材を各学校に一律整備する。(ビデオテープ、掛図など)</p>		<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)時に、指導用教材を整備する。</p>		<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)と概ね10年に1回実施される学習指導要領の改訂時に、教科書及び指導書以外の教材を各学校に一律整備する。(ビデオテープ、掛図など)</p>		<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)と概ね10年に1回実施される学習指導要領の改訂時に、教科書及び指導書以外の教材を各学校に一律整備する。(ビデオテープ、掛図など)</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)と概ね10年に1回実施される学習指導要領の改訂時に、教科書及び指導書以外の教材を各学校に一律整備する。(ビデオテープ、掛図など)</p>		<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)時に、指導用教材を整備する。</p>		<p>・4年に1回の教科書改訂(平成14年度実施)と概ね10年に1回実施される学習指導要領の改訂時に、教科書及び指導書以外の教材を各学校に一律整備する。(ビデオテープ、掛図など)</p>		<p>年度の途中で制度を統一することは、混乱を来たすので、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。</p>	
						調整方針案	
						<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

266

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
24 学校教育	01 ごみ処理対策	01 ごみ処理対策	01 ごみ処理対策
<b>長岡市</b>	<b>中之島町</b>	<b>越路町</b>	<b>与板町</b>
<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> 平成14年度から、業務委託により、市内全54校中53校(1校は生ごみ処理機設置)の学校給食生ごみを、回収、乾燥処理、飼料化、地域畜産家への飼料供給を行い、地域内資源循環型システムを構築する。</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 平成14年度から、業務委託により回収・処分する。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール</b> 業務委託により、回収、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(4)剪定枝、草</b> 平成14年度から、業務委託により回収、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(5)備品等の粗大ごみ</b> 業者委託により回収し、処分をする。</p>	<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> 業者委託により回収し、三島郡清掃センターに搬送し、焼却する。</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 燃やすごみ、燃やさないごみに分別し、業者委託により回収(処理)をする。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール、雑誌類</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(4)ビン、缶、ペットボトル</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(5)剪定枝、草</b> 燃やすごみとして回収し、三島郡清掃センターで処理をする。</p> <p><b>(6)備品等の粗大ごみ</b> 教育委員会が回収し、三島郡清掃センターで処理をする。ただし、家電・鉄等はリサイクル処理する。</p>	<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> ・平成16年度より共同調理場は資源循環型システムにより委託業者により回収 ・小学校1校は生ごみ処理機による処理 ・中学校1校は業者委託により回収焼却処分</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 燃やすごみ、燃やさないごみに分別し、業者委託により回収処分する。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール、雑誌類</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(4)ビン、缶、ペットボトル</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(5)剪定枝、草</b> 燃やすごみとして業者委託により回収する。</p> <p><b>(6)備品等の粗大ごみ</b> 業者委託により回収し、処分をする。</p>	<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> 町の家庭廃棄物として、業者委託により回収・処分する。</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 業者委託により回収処分をする。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール、雑誌類</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(4)ビン、缶、ペットボトル</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(5)備品等の粗大ごみ</b> 教育委員会が必要な都度回収する。</p> <p><b>(6)その他</b> 家電はリサイクル法により処分する。</p>
<b>三島町</b>	<b>山古志村</b>	<b>小国町</b>	<b>課 題</b>
<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> 生ごみ処理機を共同調理場に1台設置。小中学校の給食から出た生ごみについて、一括回収し、処理機で処理後学校庭園の堆肥として活用している。可燃ごみは有料袋を購入し、町の指定日に収集する。</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 業者委託により回収、処分する。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール</b> 業者委託により回収、リサイクル処理する。</p> <p><b>(4)剪定枝、草</b> 業者委託により回収、リサイクル処理する。</p> <p><b>(5)備品等の粗大ごみ</b> 業者委託により回収リサイクル、処理する。</p>	<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> 村の家庭廃棄物として、業者委託により回収・処分する。</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 業者委託により回収処分をする。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール、雑誌類</b> 業者委託により回収処分をする。</p> <p><b>(4)ビン、缶、ペットボトル</b> 業者委託により回収し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(5)備品等の粗大ごみ</b> 教育委員会が必要な都度回収する。</p> <p><b>(6)その他</b> 家電はリサイクル法により処分し、鉄はリサイクル業者へ搬入する。</p>	<p>・学校から排出されるごみの処理方法について</p> <p><b>(1)学校給食生ごみ</b> 有料ごみ袋に入れ、業者が回収する。平成16年度からは、長岡市の施設に搬送して処理する。</p> <p><b>(2)生ごみ以外の燃やすごみ及び燃やさないごみ</b> 燃やすごみは、有料ごみ袋に入れ業者が回収する。平成16年度からは、長岡市の施設に搬送して処理する。 燃やさないごみは、学校から直接町のクリーンセンターに搬入して、埋め立てごみとして処理する。</p> <p><b>(3)古紙、新聞紙、ダンボール、雑誌類</b> 町が指定日に収集し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(4)ビン、缶、ペットボトル</b> 町が指定日に収集し、リサイクル処理をする。</p> <p><b>(5)剪定枝、草</b> 学校から直接町のクリーンセンターに搬入して、その後、業者が長岡市の施設に搬送して処理する。</p> <p><b>(6)備品等の粗大ごみ</b> 家電はリサイクル法により処理し、その他は町のクリーンセンターに搬入して埋め立てごみとして処理する。</p>	<b>調整方針案</b>
			長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

267

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
24 学校教育		11 教育環境の整備		01 学校施設の営繕、建設		119 教員住宅整備事業		
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)戸数 太田小学校竹之高地冬季分校教職員住宅 世帯5戸</p> <p>(2)概要 教員住宅の維持管理(除雪、修繕、し尿汲取り)を行う。</p> <p>(3)賃貸料 定めなし。</p>		<p>(1)戸数 中之島地域教職員住宅 世帯8戸</p> <p>(2)概要 教員住宅の管理・運営を行う。</p> <p>(3)賃貸料 中之島町教職員住宅 月額12,000円</p>		<p>(1)戸数 来迎寺教職員住宅 世帯4戸 西谷教職員住宅 世帯4戸 飯塚教職員住宅 世帯2戸単身3戸</p> <p>(2)概要 越路町教職員住宅等管理運営規則により、維持管理をする。</p> <p>(3)賃貸料 来迎寺教職員住宅 月額16,000円 西谷教職員住宅 月額18,000円 飯塚教職員住宅 世帯用:月額38,000円 単身用:月額31,000円</p>		<p>(1)戸数 与板町教員住宅 世帯1戸 単身6戸</p> <p>(2)概要 与板町教職員住宅管理規則により、維持管理をする。</p> <p>(3)賃貸料 与板町教員住宅 世帯用:30,000円 単身用:20,000円</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)戸数 日の出町教職員住宅4戸 学校町教職員住宅1棟(4室)</p> <p>(2)概要 小中学校に勤務している教職員及び家族を対象に教員住宅の貸付及び維持管理を行う。</p> <p>(3)賃借料 日の出町教職員住宅 月額20,000円 学校町教職員住宅 月額5,000円</p>		<p>(1)戸数 山古志中学校教員住宅 世帯13戸 山古志小学校教員住宅 世帯10戸</p> <p>(2)概要 教員住宅の管理・運営を行う。</p> <p>(3)賃借料 山古志中学校教員住宅 4月~11月:月額5,600円 12月~3月:月額7,600円 山古志小学校教員住宅 月額4,600円</p>		<p>(1)戸数 新町教員住宅 単身8戸 横沢教員住宅 世帯3戸単身12戸</p> <p>(2)概要 教員住宅の管理・運営を行う。</p> <p>(3)貸付料 新町教員住宅 月額23,000円 横沢教員住宅 世帯用:月額28,000円 単身用:月額21,000円</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p>		
						調整方針案		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

268

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
24 学校教育		11 教育環境の整備		02 学校一般管理		120 学校管理員の配置基準及び学校管理員業務	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)配置基準 あり(市独自基準) (2)職員の雇用形態 市が直接雇用している正規職員及び臨時職員を配置しているが、不足分については検討中である。 (3)職名 管理員 (4)私有車の公務使用 1km当たり20円を支給 (5)被服貸与基準 あり(町独自基準)		(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 町が直接雇用している正規職員を各学校に1名づつ配置している。 (3)職名 管理員 (4)私有車の公務使用 1km当たり45円を支給 (5)被服貸与基準 あり(町独自基準)		(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 町が直接雇用している正規職員を各学校1名づつ配置している。 (3)職名 管理員 (4)私有車の公務使用 1km当たり25円を支給 (5)被服貸与基準 あり(町独自基準)		(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 町が直接雇用している正規職員を各学校1名づつ配置している。 (3)職名 管理員 (4)私有車の公務使用 支給なし (5)被服貸与基準 あり(町独自基準)	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 町が直接雇用している正規職員を各学校1名づつ配置している。 (3)職名 用務員 (4)私有車の公務使用 月額1,200円を支給 (5)被服貸与基準 あり(町独自基準)		(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 村が直接雇用している正規職員を各学校1名づつ配置している。 (3)職名 用務員 (4)私有車の公務使用 1km当たり20円支給 (5)被服貸与基準 あり(村独自基準)		(1)配置基準 なし (2)職員の雇用形態 町が直接雇用している正規職員及び臨時職員を各学校1名づつ配置している。 (3)職名 用務員 (4)私有車の公務使用 1km当たり20円支給 (5)被服貸与基準 あり(町独自基準)		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。  私有車の公務使用の補てん及び被服貸与については、組織・給与分科会の制度に統一する。	